平成 20 年度 第 2 回 機関保証制度検証委員会 議事要旨

- 1. 日 時 平成 20 年 12 月 15 日 (月) 15:00~17:00
- 2. 場 所 ホテルグランドヒル市ヶ谷 3F 翡翠の間
- 3. 議 題
 - (1)機関保証制度の返還業務マニュアルについて
 - (2) 平成 16 年度機関保証加入者の回収状況(延滞状況)及び人的保証選択者の回収状況(延滞状況)との比較
 - (3) 代位弁済請求の状況及び代位弁済請求に当たっての課題
 - (4) 個人信用情報機関の活用について
 - (5) その他

4. 出席者

(委員)

三隅委員(委員長)、柳川委員、白井委員、宗野委員、藤村委員、阿部委員、尾山委員、

(機構)

清水参与、梶原参与、富田奨学事業部長、大島奨学事業部副部長、二木奨学事業部副部長(文部科学省)

下間高等教育局学生支援課長(オブザーバー)

(日本国際教育支援協会)

大森次長

- 5. 議事概要
- (1)機関保証制度の返還業務マニュアルについて

- ○委員 返還猶予の審査にはどれぐらいの時間がかかるのか。
- 〇機構 1月以内で処理したいと考えているが、申請件数も増えており、若干延びている。
- ○委員 返還猶予の審査中に延滞者が延滞12月をむかえた時は、期限の利益剥奪はどのような 扱いとなるのか。審査中に延滞12月となると、機構は支援協会に代位弁済請求できないので はないか。
- 〇機構 猶予審査の段階では、期限の利益を剥奪することはない。そこは、教育的配慮をもって

弾力的に運用している。

- ○委員 支援協会にも猶予制度があるのだから、延滞が12月になった時点で機構は形式的に代 位弁済の手続きを行い、延滞が12月を超えた者については、猶予の申請や審査を支援協会に してもらうことはできないのか。
- 〇機構 支援協会との協議で、返還期限猶予、分割返還の可能性のある延滞者については、極力 機構において指導を行うこととなっている。
- ○委員 事務的な話だが、奨学金の割賦返済の金利は、後取りなのか、先取りなのか。
- 〇機構 後取りである。
- ○委員 このマニュアルを見て思ったのだが、金利については395日が上限だが、10月27日が約定弁済日で、延滞すると10月28日から未収利息が発生している。それで翌年の11月27日、13月たった時点で代位弁済を請求すると、代位弁済の代金が入ってくるのが翌月25日、そうすると、10月28日に延滞が発生し、翌年の12月25日に代弁金額が支払われる。その日数というのは395日を超過しているのではないか。
- 〇機構 貸与総額が決まれば、利息については元利均等で自動計算される。延滞金は、延滞した翌日から1/365で加算される。ご指摘の日数が395日を超過しているのではとのことだが、10月28日から延滞しているケースでは、翌年11月20日に協会に対し代位弁済請求を行うが、その際の代位弁済請求額については、翌年11月27日(正確には395日目で調整する)で計算し、協会からの入金日は原則その代位弁済請求額の計算日ということになっているので、日数が395日を超過するということは原則発生しないようになっている。
- (2) 平成 16 年度機関保証加入者の回収状況(延滞状況)及び人的保証選択者の回収状況(延滞状況)との比較

- ○委員 住所不明に対して年間にどのくらいの住所調査を行っているのか。
- 〇機構 年間11万件を超えている。これでも処理できていないものがあるので、システム改修 を行うことにより、処理の迅速化、効率化を進めたい。
- 〇委員 処理の迅速化、効率化を図ることでどれぐらい処理できるようになるのか。
- 〇機構 未処理分が出ないようにするもの。
- ○委員 資料8に平成16年度以降採用者の機関保証制度加入者の延滞状況が10月次で15. 2%とあるが、10月単月の振替の実績ではなく、累計での実績で、1月以上の延滞のある者 が15.2%いるという理解でよいか。
- 〇機構 要返還者に対する10月末時点での延滞者の割合をあらわす。
- ○委員 機関保証制度利用者の15.2%が延滞しているということか。

- 〇機構 そうなる。
- ○委員 資料6の回収状況を見ると、10月時点で回収率62%台というのは延滞率が37%に もなるということになる。
- 〇機構 これは、4月~10月の回収額による状況で、昨年度もこの段階では67.5%であった。昨年度の実績では、3月末まで督促を重ね79.2%まであがっている。
- ○委員 自動振替の振替不能率が高いように感じる。機関保証制度が始まって4年ぐらいで、件数で15%の延滞は異常である。現在の支援協会の保証料率0.7%を考えると、今後のマネージメントが難しいのではないか。
- ○委員 機関保証制度利用者の延滞が人的保証に比べて高い原因は奨学生本人における問題と機構における問題があるのではないか。奨学生本人の問題としては、本人の収入の状況や家庭状況などを調査してみる必要があると思われる。機構の問題としては、督促の方法が適切かどうかということになるが、機関保証では、人的保証と異なり、連帯保証人、保証人に督促がいかないことが延滞率が高い大きな理由になっていると思われる。
- ○委員 機関保証と人的保証では、心理的プレッシャーが異なる。違ってくるのは当然である。 返せるけど返さないのか、事情があり本当に返せないのか、調べていただきたい。生活が苦し い人に対してどれぐらい督促を行うのかということもあり、事情があり本当に返せない人とそ うでない人の見極めが必要である。人的なつながりがなく、人的なバックアップがない人が機 関保証制度を利用しているということであれば、そうなるだろう。そもそもの特性を捉えることが必要である。また、連保人を立てることができず機関保証制度を利用している者の割合は どの程度なのか教えてほしい。

(3) 代位弁済請求の状況及び代位弁済請求に当たっての課題

- ○委員 請求未了債権 7 9 7 件のうち、代位弁済実行済、延滞解消、分割返還、返還猶予等により、約 6 割が解決している。機関保証制度が悪いような説明があったが、機構が現行のマニュアルとおり実行していれば解決できるものである。 1 6 年 4 月からきちんと実行していれば、そう悪くならなかったと考えられる。機構はそのことを反省してもらいたい。
- ○委員 住所が把握できていないことがネックになっている。住民票を追跡できるシステムにしないとどうしようもない。自分からはなかなか住所変更を届け出ようとはしないだろう。住民票で分からないものはどうしょうもないが、少なくとも住民票では分かるようにする必要がある。また、代位弁済マニュアルにある通知を見たが、代位弁済といっても普通の若者には何が起っているのかなかなか理解できないのではないか。通知を見ても恐くないし、何がどう問題なのか分かるようにしたほうがいい。機構で返せない人が、支援協会に対して本当に返せるの

- かという問題はある。機構が分割返還など滞納者で返せない人たちの面倒をみられないのであれば、代位弁済を速やかに行うことも一つの方法である。
- 〇機構 住所の把握については、平成20年3月満期者から、住民票提出を義務化している。また、機関保証制度については、代位弁済が行われると保証機関である支援協会から一括返還等の強い督促をうけることなどを、返還のてびきや奨学金申込に関するビデオ等で学生に周知している。
- ○委員 リレーロ座での一回の振替額はどのくらいか。
- 〇機構 無利子の私立大学自宅外、貸与月額6万4千円、総額288万円の場合で返還月賦1万5千円。有利子で貸与月額10万円の場合、利息3%で返還総額559万円、返還月賦2万3,300円である。
- ○委員 奨学金返還の振替不能率が高いという話があるが、携帯電話、ガス、電気など生活に必要なものは本人にとって優先度が高く、サービスを受けられなくなると困るため振替不能率は低い。振替不能率が高い原因の1つに、機構の督促はスパンが長いことがあるのではないか。延滞額が20万円になったりすると、本人が延滞解決のやる気をなくしてしまうので、10月の返還が始まる前にカウントダウンのような案内を徹底することが必要ではないか。また、機構の事業規模拡大もあり、5年後には返還者が380万人を超えることになるとのことだが、これからの経済状況が厳しくなることを考えると回収については容易ならない状況が想像できる。機構だけの問題ではない、国全体で考えないといけない問題だと思う。
- ○委員 返済しようという意志のある延滞者の分割返還については、分割金額を下げることや償還期限を延ばすなど、契約を見直す必要もあるのではないか。住所不明の対応について、本人に住所変更届出の義務があり、機構が住所を把握できないことについては、奨学生本人にその責任がある。まして、どんどん規模が大きくなり、管理スパンが大きくなる中では、一定の基準の中でドライに代位弁済するという対応をとる必要があるのではないか。また、機構は督促期間が長いのではないか、395日という日数を変えられないのであれば、代弁請求期日を前倒しする方法もある。通常、銀行系は6月程度で代弁を行う。代弁請求困難な機関保証加入者への法的措置については、申請に虚偽があるものや代弁する責任がないものについては、機構側で速やかに実施するべきである。そうでないものは、保証機関に移してから法的措置をとるという方法もある。なお、機関保証制度に人的保証をつけるのは、時代に逆行した制度だと思う。
- 〇委員 人的保証に代わり、機関保証制度を設けているのであるから、機構としては、適切に保 証機関に代弁請求を行うのが本来あるべき姿である。ただ、例外的に、代弁請求の要件を充た さず、保証機関に代弁請求できない場合において、機関保証加入者への請求等法的措置を機構 が取ってよいのかという点については、念のため説明したい。機構と保証機関の間で保証契約

を結んでいるので、保証契約の内容である代弁請求の要件を満たしていない場合に機構が保証機関に請求できないのは当然である。しかし、保証機関との契約上、保証機関に代弁請求できないからといって、主債務である奨学金返還債務に影響を及ぼすことはない。主債務者である機関保証加入者との関係で、機構の債権が行使できないわけではないので、この場合、機構としては機関保証加入者に対して請求を行い、最終的に法的措置を取ることは当然可能である。機関保証加入者からすると長年保証料を払ってきたのになぜ機構から法的措置を受けるのかという疑問を持つ者もいるかもしれないが、機関保証制度は、保証料の支払により保証機関が奨学生の債務を全て肩代わりして、支払を延滞した奨学生が免責される制度ではない。奨学生が一定の保証料を支払うことを条件に、第三者である保証機関が連帯保証する制度であって、代弁請求を受けた保証機関は、当然に奨学生に求償権を行使し、支払がなければ最終的に法的措置を取るのであって、誰が請求するかの違いにすぎない。支払い済みの保証料の扱いは機構と保証機関の関係であり、奨学生との関係とは別の話である。

(4) 個人信用情報機関の活用について

- ○委員 個人信用情報機関への登録には同意書をとるということか。住所情報を入手する場合も 同意書を取るということなのか。住所情報を入手する場合は、どのようなケースなのか。
- 〇機構 住所情報を入手する場合も含めた同意書をとる。住所情報は、機構側で調査しても判明 しなかった場合などに用いる。
- ○文部科学省 全体として、マクロの話では、私共の基本的なスタンスは、奨学金事業は教育事業であり教育政策として行うものであると対外的な関係の中で繰り返し申し上げてきた。従って、その教育事業としていかにあるべきかという観点を含めて、議論していただいているが、他方で強く求められているのは、貸与した奨学金は国、機構の債務であり、その債権については、しっかり回収の努力をしなければならないということである。その議論の中で、返せるのに返さないのか、返せない状況にあるのかについても、現在のところ十分説明できていないかもしれないが、今後機構と連携して説明責任を果たしていきたい。10年前と比べ、人員で2.4倍、金額で3.5倍の規模になっているとの説明があったが、希望者には奨学金の貸与を勧めてきたためで、今後の返還金の回収がどの程度の業務量で、どの程度の体制が機構に必要か議論していきたい。機構のみならず、独立行政法人全体が経費の縮減を求められる厳しい状況のなかで、機構の体制を整えていかなくてはいけない。この場においては、機構としてやるべき手続きを適正に実施し、協会においても、代位弁済等の手続きを適正に進めていただくために、

債務保証の収支や代位弁済、回収状況についてしっかりと検証し、機関保証制度の永続性、健 全性、妥当性を議論していただければと考えている。